

外貨建保険の税金

2022年3月以降、円安・ドル高が急激に進み、それまで1ドル115円前後で推移していた為替相場は10月には一時150円台まで値下がりしました。それにより輸入品等値上がりしたのも増えてきましたが、逆にドル建ての資産を保有していた方は、円に換算すると資産を増やさず結果となりました。

特に円高の時に加入した外貨建の保険は、現在解約すると倍以上となっているケースも見られます。ただし、保険を解約した際には確定申告が必要となりますので、今年保険を解約した方は忘れずに確定申告するようにしてください。

1. 外貨建保険に係る税金

ドル建て保険が満期になり受け取った保険金や、保険を解約して受け取った解約返戻金は、一時所得として所得税の対象となります。計算式は下記のとおりです。

$$(\text{満期保険金} \cdot \text{解約返戻金} - \text{支払保険料総額} - 50 \text{万円}) \div 2 = \text{一時所得}$$

- ・満期保険金及び解約返戻金は受取時のレートで、支払保険料は支払時のレートで円換算します。
- ・受け取った保険金と支払った保険料の差額が50万円以下であれば、所得税は発生しませんが、他に生命保険の解約がある場合や、多額のふるさと納税返礼品を受け取っている場合は、それらを合わせて50万円の控除となるため、所得税が発生する可能性があります。

2. 外貨建保険を外貨で受け取った場合

外貨建保険を外貨で受け取り、その後円に換えた場合には、保険金の支払い日と、円換算日で為替による差益を認識することとなります。為替差益が出た場合には、雑所得として確定申告する必要があります。為替差損が出た場合には、確定申告する必要はありませんが、他に雑所得があれば、相殺することが出来ます。

3. 外貨建保険を年金として受取る場合

満期保険金を年金形式で受け取る場合には、雑所得として総合課税の対象となります。

年末年始休業のお知らせ

年末年始休業期間：2022年12月29日（木）～2023年1月3日（火）

1月4日（水）から通常営業いたします

皆さま良いお年をお迎え下さい

歯科会計

居住用不動産譲渡所得の申告（特例編）

前号の安心会計ニュースで取り上げました不動産の譲渡所得に関しまして、適用可能性のある特例についてまとめています。主に居住用不動産の売却に関する特例です。

特例	内容	要件等
① 居住用不動産の3000万円控除	居住用不動産を売却した場合は譲渡所得から3000万円まで控除できる。買換えの場合には住宅ローン控除とは選択適用になる。	<ul style="list-style-type: none">・居住しなくなった日から3年後の年末までに売却。・家屋を取り壊す場合は、取り壊した日から1年以内に土地売買契約を締結が必要・売買まで貸駐車場などの用途に使用しない・売却相手は直系血族や配偶者、同居や生計一親族、特殊関係法人等の特殊な関係でないこと。
② 10年超居住用不動産を譲渡した場合の軽減税率	居住用不動産を売却した年の1月1日時点で 所有期間が10年を超える 場合には軽減税率が適用可能。 譲渡益6000万以下→14.21% 譲渡益：6000万超→20.315%	<ul style="list-style-type: none">・①と同様の要件
③ 特定居住用財産の買換え特例	居住用不動産を売却した年の1月1日時点で 所有期間が10年を超え、かつ10年以上居住期間がある 場合には、売却益に対する課税を買換え取得資産の将来の売却時まで繰延べられる特例。住宅ローン控除は選択適用。	<ul style="list-style-type: none">・居住しなくなった日から3年後の年末までに売却・売却代金が1億円以下であること・売却相手は直系血族や配偶者、同居や生計一親族、特殊関係法人等の特殊な関係でないこと。・取得不動産の建物床面積が50㎡以上、土地は500㎡以下。・前年、前々年に①②④⑤の適用を受けていないこと。
④ 特定居住用不動産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（住宅ローン残高より低価格売却）	住宅ローン残高より低い価格で売却 し損失が出た場合、その譲渡損失をその年の別の所得と損益通算ができる特例。譲渡した年の翌年以降3年まで繰越可能。	<ul style="list-style-type: none">・居住しなくなった日から3年後の年末までに売却・売却した年の1月1日時点で所有期間が5年を超えること・家屋を取り壊す場合は、取り壊した日から1年以内に土地売買契約を締結が必要・売買契約日の前日時点で、償還期間10年以上の契約の住宅ローン残高が残っていること・前年、前々年に①②③⑤の適用を受けていないこと。
⑤ 特定居住用不動産の買換えによる譲渡損失の損益通算及び繰越控除	居住用不動産を買い替えた際に損失が出た場合、その譲渡損失をその年の別の所得と損益通算ができる特例。譲渡した年の翌年以降3年まで繰越可能。	<ul style="list-style-type: none">・④と同様の要件・取得不動産の建物床面積が50㎡以上・売却した前年1月1日から翌年12月31日までに新たな居住用不動産を取得し、かつ、取得した日からその翌年12月31日までに住み始めること・前年、前々年に①②③④の適用を受けていないこと。